

令和7年度平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者又は中小企業者として創業しようとする者（以下「中小企業者等」という。）に対する青森県特別保証融資制度（以下「特別保証融資制度」という。）に基づく融資について、青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が債務の保証を行った場合に、当該年度の予算の範囲内で信用保証協会に対する信用保証料の補給について定め、もって本市中小企業の育成振興に資することを目的とする。

(中小企業者等の要件)

第2条 特別保証融資制度に基づく融資を受ける中小企業者等は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する、又は市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 市内で事業を行うこと。

(補給の対象)

第3条 信用保証料の補給の対象となる融資及び条件は、別表に掲げる条件を満たすものに係る債務の保証とする。

(補給金の額)

- 第4条 補給金の額は、前条の債務の保証について信用保証協会が県要綱の規定に基づき算定し、「青森新時代」への架け橋資金については、信用保証料の2分の1（ただし、県による信用保証料の補給がある場合には補給後の全額）、事業活動応援資金については、信用保証料の2分の1、経営安定化サポート資金については、信用保証料の全額とする。
- 2 前項の補給金は、スタートアップ創出枠の上乗せ、償還条件の変更及び事業者選択型経営者保証非提供制度に係る信用保証料は含まないものとする。
 - 3 補給金の総額は、予算の範囲内とする。

(信用保証料補給契約)

第5条 信用保証料の補給については、前条の規定による信用保証料の補給に関し、市と信用保証協会との間で締結する信用保証料補給契約書（以下「契約書」という。）に基づいて行うものとする。

(補給金の交付請求)

第6条 信用保証協会は、補給金の交付を受けようとするときは、信用保証料補給金交付請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補給金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、補給金

の交付を決定するとともに、契約書の規定に基づき、信用保証協会に対し補給金を交付するものとする。

(補給金の返還)

第8条 信用保証協会は、補給金の交付の対象となった保証債務に関し、保証期間内の繰上げ完済又は償還条件の変更に伴い、既に交付された補給金に返戻が発生したときは、市長に報告するとともに、これを返還するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表 (第3条関係)

対象融資	融資 限度額	資金使途	融資期間 (うち据置期間)
「青森新時代」への架け橋資金 特別保証融資制度要綱2の(1) ①	1,000万円 以内	運転資金 設備資金	10年以内(1年以内)
「青森新時代」への架け橋資金 特別保証融資制度要綱2の(1) ②		運転資金 設備資金 借換資金	10年以内(運転・設備2年以内、 借換1年以内)
「青森新時代」への架け橋資金 特別保証融資制度要綱2の(4) ①・②、(5)①～⑤、(6)のうち 『青森みちのく「未来応援」』		運転資金 設備資金	10年以内(2年以内。ただし、 (5)③～⑤は1年以内)
青森県事業活動応援資金 特別保証融資制度要綱2の(1)		運転資金 設備資金	10年以内(2年以内)
青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度要綱2の(2)		運転資金	10年以内(2年以内)